

滋賀のスポーツ情報誌企画・作成業務委託(企画提案型)実施要項

1 総則

本要領は、滋賀のスポーツ情報誌企画・作成業務委託の実施にあたり、情報誌作成の企画提案を募集し、委託候補者を選定するための必要事項を定めるものである。

2 業務内容等

(1)業務内容

- ア) 業務名称: 滋賀のスポーツ情報誌企画・作成業務委託
- イ) 業務内容: 滋賀のスポーツ情報誌企画・作成業務委託仕様書による
- ウ) 履行期間: 契約締結の日から平成25年2月28日まで

(2)委託額の上限

2, 200, 000円(消費税および地方消費税含む)

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (3) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)
 - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - ウ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者
 - エ 役員等(本業務に参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から県との取引上の一切の権限を委任された代理人を言う。)に暴力団員または暴力団もしくはも暴力団員と密接な関係に有する者がいる法人
 - オ 本業務に参加する個人から県との取引上の一切の権限を委任された代理人が暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合における当該個人
 - カ 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者が経営に実質的に関与している個人または法人
- (5) その他参加する者に必要な資格
 - ア 本店、支店または営業所等を滋賀県に設置している者であること。
 - イ 情報誌を企画・作成した実績があること。

4 事務スケジュール

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 公募開始 | 平成24年6月19日(火) |
| (2) 本業務関わる質問受付 | 平成24年6月27日(水)午後5時まで |
| (3) 上記質問に関する回答 | 平成24年7月 3日(火) |
| (4) 参加表明書の提出 | 平成24年6月27日(水)午後5時まで |
| (5) 企画提案書の提出 | 平成24年7月13日(金)午後5時まで |
| (6) 企画提案書の審査 | 平成24年7月中旬予定 |
| (7) 業務委託の契約締結 | 平成24年7月下旬 |

5 説明会の実施

実施しない

6 実施要綱等に関する質問

実施要綱等に関する質問と回答については、下記のとおりとする。

- (1) 受付期限 平成24年6月27日(水)午後5時まで(所定用紙はありません。)
- (2) 提出方法 電子メールまたはFAX
- (3) 質問に関する回答 質問事項と回答事項をとりまとめて、参加者全者に電子メールで通知する。

7 参加表明書の提出

参加希望する者は、事業名を記載した参加表明書を平成24年6月27日(水)午後5時までに、下記6(2)企画提案書等の送付先に郵送またはFAXで提出すること。(様式任意)

8 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出書類

ア 会社概要及び過去3年間の主な媒体制作等実績(様式1)	1部
イ 企画提案書(様式3)	1部
ウ 見積書(内訳含む)	1部
エ 制作管理体制	1部
オ 作成見本	3部

(2) 提出期限

平成24年7月13日(金)午後5時まで

(3) 提出方法等

- ア 持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
- イ 郵送の場合は、書留にて提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先

〒520-0037 滋賀県大津市御陵町4-1 県立スポーツ会館内
公益財団法人滋賀県体育協会事務局本部 生涯スポーツ担当
TEL:077-521-8001 FAX:077-521-8484 E-mail:shigataikyo@bsn.or.jp

(5) その他

- ア 提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなすものとする。
- イ 一度提出した企画提案書等は、これを書き換え、引き替えまたは撤回することはできないものとする。
- ウ 企画提案書等の作成費用については、選定結果に拘わらず参加者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。

9 選定方法等

(1) 選定方法

- ア 提出書類に基づき滋賀県体育協会の広報委員会により審査を行う。審査基準に基づき第1順位者を委託候補者に選定する。第1順位の委託候補者が契約を締結しないときは、次点のものと契約の交渉を行う。
最高得点者が複数あった場合は、最も価格の低い者を第1順位者とする。
審査にあたり必要に応じて追加資料等の提出、ヒアリングを行うことがある。
- イ 企画提案の実施に要する費用総額が委託額を上回った場合は審査の対象外とする。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおり

(3) 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面にて通知するものとする。

10 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約額

委託契約額は、企画提案書を元に受託予定者と協議のもと別途決定する。